



松田町・寄村合併60周年記念事業

温故知新による協働のまちづくりを！

今年、旧の松田町と寄村が合併（昭和30年4月1日）し、現在の町域となつてから60周年となる記念すべき年です。

この記念すべき年を、松田、寄という地域の枠を超えて、オール松田で町を盛り上げていくための事業を展開していきますので、お知らせします。

【問い合わせ】政策推進課 経営戦略係 ☎(83)12222

●昭和の大合併

紆余曲折を経たスタートでした

戦後の復興を遂げつつある昭和28年、小規模な町村の合併を強力に推し進めるために「町村合併促進法」が施行されました。国が主導したこの大きな流れの中で、松田町は現在の大井町（金田村、相和村）と、寄村は現在の秦野市（北秦野村、上秦野村、西秦野村）などと合併の可能性を探りましたが、さまざまな事情や町村の意思のズレから、これらの話は立ち消えてしまいました。しかし、このような模索の過程において、一度、松田町と寄村は合併を検討していた経緯があったことから急速に協議が進み、昭和30年4月1日、松田町と寄村は合併し、現



合併後の町役場庁舎前

在の町域となる新制松田町が誕生しました。

神奈川新聞では「新発足する松田町は10時より松田小学校講堂にて開庁式と祝賀会を催し、松田・寄の2か所で余興として演芸大会が行われた」と当時のお祝いムードや「人口は10358人、1971戸」と記事に残っています。

●人口減少という課題に

地域の枠を超えて！オール松田で！

松田地域と寄地域は山間部を挟み、距離的に離れていますが、合併以来、共にそれぞれの地域の特性を生かし、松田町の振興・発展に取り組んできました。

一方で、町全体としての人口は、平成7年の13270人をピークに減少傾向が続いています。本年4月には11239人に、そして、平成30年には10800人という単純な推計値もあります。このような危機的な状況は、東京などの大都市圏を除き、全国的に見られますが、比較的都市圏に近接する当町においても大きな課題となっています。

そこで、町ではこの課題の解決に向けて、「地方創生」に取り組んでいきます。その一環として、この記念すべき合併60周年を迎えた本町において、地域の絆を今一度確認し、「郷土愛」を醸成するさまざまな事業・イベントを企画することとしました。事業の実施にあたって

は、大きく二つのコンセプトを設定して取り組んでいくこととします。

●「温故知新」→「協働」→「郷土愛」

一つ目のコンセプトは、各種の事業へ町民の皆さんに参加していただくことです。松田町の歴史や財産を念頭に、様々な事業に多くの方が参加することで協働が実践され、その協働の中から郷土愛が育まれ、定住化が促進されることを目指します。

●「町のPR」→「人口増」→「松田創生」

二つ目は、町の魅力を町外に広く発信

することです。各種のイベントなどで松田町の魅力を対外的に発信することで、来町者（＝交流人口）の増加を促し、ひいては定住人口の増加、そして松田創生を目指すものです。

このようなコンセプトに基づき、各種のイベントなどについては、記念事業の趣旨に沿って新規事業や既存イベントを一工夫していきます。

現在、内容を調整中のものもあります。その一部は左囲みのおりとなりです。詳細については、今後、本紙やおしらせ号などでご案内していく予定です。皆さんふるってご参加ください。

記念式典は観光まつりで！花火大会はグレードアップ！

8/22(土) 予定

記念式典を「まつだ観光まつり」で検討中です。また、一緒に60周年を迎えた開成町と合同で「あしがら花火大会」が例年より豪華絢爛に！？



敬老会は、あの歌手の特別記念コンサートが！

9/27(日) 予定

今年、敬老の日でなく、27日に開催します。また、ふるさと大使の北川大介さんの特別記念コンサートを企画中です（今年限り）。



今年も！NHKの公開録画を誘致します！

2/7(日)

昨年、好評を博した公開録画ですが、今年、記念事業として「民謡魂ふるさとの唄」が松田にやってきます。

来年2月に公開録画を行う「民謡魂ふるさとの唄」。



広告

電話無料相談を実施中！

0120-918-862

受付 平日9:00～17:30

時間 30分間

「分かりやすく、ご説明いたします」

マイタウン法律事務所

二俣川事務所 青葉台事務所
横浜弁護士会所属 金沢文庫事務所 茅ヶ崎事務所



弁護士 戸谷彰吾

当事務所では電話での無料相談を行っています。予防接種による感染が不明でも構いません。血液検査などの資料がなくても大丈夫。まずは、気軽にお電話ください。

期限まで1年半余り
昭和23（63年）までの集団予防接種によってB型肝炎ウイルスに感染した方、その方から母子感染した方、これらの方が亡くなつている場合の相続人は、政府から最大三六〇〇万円の給付金を受けられる可能性があります。但し、請求期限は平成29年1月12日まで。早めの準備が必要です。

B型肝炎 給付金